

議 事 録 (要 旨)

令和元年10月30日(水)午後2時から福井市役所本館8階第8AB会議室において10月定例会が開催された。

議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第44号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について	原案どおり可決
第45号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第46号議案	農地法第4条第1項の許可の申請について	〃
第47号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第48号議案	現況証明について	〃
第49号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第50号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第47号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第48号報告	農地法施行規則第29条第1号の規定による転用の届出の確認について
第49号報告	農地法施行規則第53条第14号の規定による転用の事業計画の確認について
第50号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第51号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第52号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第53号報告	非農地通知の発出について
第54号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

3 その他

出席委員 22名

2番	田	谷	美千代	
3番	伊	藤	義明	
4番	小	寺	辰夫	(参与)
5番	鈴	木	肇	
6番	武	澤	義明	(会長職務代理者)
7番	吉	川	孚	
8番	加	藤	新市	(参与)
9番	阿	部	勝征	
10番	細	江	昭夫	(会長)
11番	北	川	健	
12番	池	田	敏雄	
13番	市	村	武男	
14番	浅	川	健次	
15番	北		定	(参与)
16番	長谷川	忠	夫	
17番	田	端	秀雄	
18番	笠	原	英夫	
19番	池	森	幹夫	
20番	堀	内	敏正	
21番	廣	部	厚	
22番	山	本	清幸	
23番	吉	田	光範	

欠席委員 2名

1番	小	寺	義則
24番	田	村	洋子

説明のため出席した者

農政企画室

主 査 高 柳 和 也

事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長 岩 崎 裕美子

局 次 長 南 京 良 幸

課長補佐 東 野 尚 樹

主 幹 猪 坂 朋 彦

主 査 岸 美 帆

主 査 中 出 剛 史

主 事 藤 田 昌 稔

開 会 午後2時00分

(細江会長挨拶)

議 長
(10番
細江会長)

それでは、ただ今から10月の定例会を開催いたします。
なお、小寺義則委員、田村委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号5番鈴木委員、7番吉川委員、ご両名よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。
第44号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第44号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画 説明)

農政企画課

(第44号議案 農用地利用配分計画(案) 説明)

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、小幡地区の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号14番浅川委員には 審議終了まで退席をお願いします。

(浅川委員 退席)

議 長

それでは、第44号議案中、小幡地区の案件について、ご意見、ご質疑等
はございませんか。

17番
田端委員

資料の3ページ、15番の中で中間管理機構との権利設定が10,000
円の借賃に対し、借受者との権利設定では2,000円の借賃になっている
のは理由があるのですか。

事務局

すみません、資料の間違いでございまして、2,000円の借賃は正しくは10,000円でございます。申し訳ございませんが訂正をお願いします。

議長

他にございませんか。

(特に声なし)

議長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第44号議案中、小幡地区の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

浅川委員に入場をお願いします。

(浅川委員 入場)

議長

浅川委員に報告します。第44号議案中、小幡地区の案件につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、第44号議案中、小幡地区を除いた案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第44号議案中、小幡地区を除いた案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがって、第44号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画(案)に対しては異議なしと意見決定いたしました。

続きまして、第45号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」

を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第45号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第45号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第46号議案「農地法第4条第1項の許可の申請について」及び第47号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第46号議案及び第47号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました吉川委員から報告をお願いします。

7番

(第46号議案及び第47号議案 現地調査報告)

吉川委員

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

12番

池田委員

一時転用の件ですけれども、元に戻した後の確認はどのようにしているのか、きちんと耕作できる状態になっているのか、その辺の確認はやっているのでしょうか。

事務局

現状では期間内に農地復元完了届というものが事業者の方から提出された際は、事務局職員が現地を確認しているのみにっております。

12番

池田委員

事務局で確認しているということですね。分かりました。ちなみに、今までの例で一時転用してそのままになっているというケースは無いですか。

事務局 この数年、私の知っている限りではちゃんと完了届が提出されて農地に復元されているようなんですが、10年、20年前に一時転用の記録があった農地について他の用途に使われているケースも散見されております。

議長 他にございませんか。

19番 池森委員 確認をしたいのですが、資料の4ページの配置図を見ると既存建物と増築建物（分家住宅）と記載されていますが、これは分家住宅になるんですか。既存建物に引っ付いた状態で、本家・分家の関係と言えるんでしょうか。我々の認識では、全く別の場所に別の家を建てて本家から独立した状態で分家と捉えているんですが。最近、私の地区でも1つの家を半分にして親夫婦と若夫婦の居住空間と分けるとか、台所や風呂も別々に作るとかいうケースがあるんですが、それは同居になるんですか、分家という扱いになるんですか。

事務局 分家住宅の定義までは確認しておりませんので、詳細な説明はこの場では出来かねますが、この案件の実際の間取りを見ますと、本家と分家で行き来は出来るようなんですが、生活空間としては完全に分離しており、生活としては分家に近い状態であります。

3番 伊藤委員 第47号議案の3番の案件は、一時転用後も恐らくそのままになる可能性があるのでは、と思います。今現在も作ってないんでしょう。

6番 武澤会長 職務代理者 ここは畑にするために土砂をいれて嵩上げし、一年後に客土して均すそうです。

議長 将来畑をするということなので問題無いでしょう。
他にございませんか

(特に声なし)

議長 特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第46号議案及び第47号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
なお、いずれの案件も福井県農業会議より許可相当とする意見答申が

なされることを条件に、また、第47号議案の1番及び4番の案件は開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第48号議案「現況証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第48号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました吉川委員から報告をお願いします。

7番
吉川委員

(第48号議案 現地調査報告)

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第48号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第49号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第49号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますのでその結果を武澤会長職務代理人から報告をお願いします。

6番
武澤会長
職務代理人

(第49号議案 現地調査報告)

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第49号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第50号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第50号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第50号議案を、原案どおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第47号報告ないし第54号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第47号報告ないし第54号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程説明)

議長

本日の審議内容の総括を武澤会長職務代理者よりお願いします。

6番
武澤会長
職務代理者

本日の定例会は第35号議案から第43号議案まですべて原案どおり承認または決定をいただきました。また、第39号報告から第46号報告まで全て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議長

これをもちまして、10月の定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時55分